

くまもとスマートライフプロジェクトロゴマーク使用管理規程

（目的）

第1条 この規程は、くまもとスマートライフプロジェクトロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（熊本県キャラクターくまモン・くまもとサプライズロゴとの関係）

第2条 ロゴマークの使用に関しては、熊本県キャラクターくまモン・くまもとサプライズロゴの利用に関する規程及びくまモンイラスト・くまもとサプライズロゴ利用の手引き（以下「くまモン利用規程等」という。）の趣旨を遵守することを条件に、本使用規程を適用し、くまモン利用規程等に定める手続きは不要とする。

（ロゴマークの使用）

第3条 ロゴマークは、別表の7種類とする。

- 2 ロゴマークを使用できる者は、熊本県及び熊本県内市町村、くまもとスマートライフプロジェクト応援団（以下「応援団」という。）とする。
- 3 ロゴマークの使用者は、デザインを改変してはならない。

（使用の許可）

第4条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ県の許可を受けなければならない。

- 2 許可を受ける場合は、「くまもとスマートライフプロジェクトロゴマーク使用申請書」（別記様式第1号）により申請を行う。
- 3 熊本県は次条の使用許可基準に合致すると認められた場合は、「くまもとスマートライフプロジェクトロゴマーク使用承認書」（別記様式第2号）を申請者へ送付し、使用を許可することができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、ロゴマークを県の機関が使用する場合は、その手続きを省略することができる。この場合、使用状況等が分かる資料をあらかじめ健康づくり推進課に提出するものとする。

（使用許可基準）

第5条 ロゴマークの使用は、健康寿命をのばす取組みを積極的に推進する意思を示し、取組みの普及啓発に寄与すると認められる場合に許可する。ただし、次の各号に該当する場合は、許可しない。

- （1）法令又は公序良俗に反すると認められる場合
- （2）自社・団体の製品等に表示する場合
- （3）自社・団体が提供する商品やサービスの品質を担保、証明するものとして使用する場合
- （4）特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められる場合
- （5）くまもとスマートライフプロジェクトのイメージを損なう恐れがあると認められる場合
- （6）事業の主催者又は使用目的が明らかでない場合
- （7）その他、ロゴの使用を承認することが適当でないとして認められる場合

（マークの取扱い）

第6条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

- 2 県の使用許可は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してマークを使用する権利を付与するものではない。

3 ロゴマークを使用できる期間は、許可の日の属する年度の翌々年度末までとし、引き続き使用する場合は、再度、第4条第2項に定める使用申請を行うものとする。なお、使用期間中に使用者が応援団でなくなった場合は、ロゴマークを使用することができない。

(経費等の負担)

第7条 県は、この規程による使用許可の申請に要した費用及び使用に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第8条 県は、ロゴマークの使用を許可したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

(情報の公開)

第9条 県は、ロゴマークの使用許可の状況等について、広く利用促進を図る観点から、情報を公開することができる。

(事務)

第10条 この規程に関する事務は、健康福祉部健康局健康づくり推進課が行う。

附則

(施行期日)

この規程は、令和4年(2022年)11月30日から適用する。

別表：ロゴマーク一覧

<p>① 総合</p> 	<p>② 運動</p> 	<p>③ 食生活</p> 	<p>④ 禁煙</p> 
<p>⑤ 健診・検診</p> 	<p>⑥ 歯と口腔のケア</p> 	<p>⑦ 休養</p> 	